

# 輸血拒否される方へ

当院では、信仰上等の理由による輸血拒否について、患者の意志を尊重しておりますが、治療に携わる医師が、輸血を行う以外に救命の方法がないと判断した場合、原則として輸血を実施する「**相対的無輸血**」を基本方針とし対応いたします。

## **基本方針【相対的無輸血】**

- ・ 信仰上の理由等で輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。
- ・ 輸血を拒否される患者に対し、可能な限り無輸血治療を行いますが、治療に携わる医師が輸血以外の救命方法がないと判断した場合、輸血を行います。
- ・ 「いかなる状況でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」を患者本人や家族より求められた場合は、同意いたしません。
- ・ 宗教的、または個人的理由で提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には署名いたしません。
- ・ 輸血が必要と想定されるような状態で、輸血を受ける同意がない場合は、転院または他院での治療をお勧めします。
- ・ 緊急時や加害者の存在する事故による出血、意識のない場合などで、輸血以外では救命の方法がなく、転院も不可能と判断した場合は、患者本人や家族の同意が得られずとも、医師の良心に基づき、救命のため**輸血を含む可能な限りの治療**を行います。

以上は、意識の有無、自己決定能力の有無、成年・未成年の別に関わらず、全ての患者に適用いたします。

- ※ 本方針は輸血を拒否される方の診療を拒否するものではなく、当院の方針を理解していただき、相対的無輸血または転院の方針について、患者・保護者や代理人に決定していただくことを目指すものです。
- ※ 当院の方針を十分に説明し、理解を得るべく努力いたしますが、同意が得られず時間的余裕がある場合他の医療機関での治療をお勧め致します。